

迷惑電話防止装置モニターを募集します (再周知)

町では、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金サギ」などの特殊サギや、しつこい営業電話、怪しい電話などへの対策と現状把握を図るため、迷惑電話防止装置のモニターを募集します。



○迷惑電話防止装置（トビラフォン）は、警察等が認知しているものを含む、危険な電話番号から電話がかかってきた場合、自動的に着信を拒否してくれます。

■募集期間
随時（募集世帯数に到達するまで）

■募集世帯

5世帯（1世帯1台まで）

■モニター内容

- ①迷惑電話防止装置の利用
- ②アンケートへのご協力（年1回程度で簡単なもの）
- ③データ提供（※装置をつけるのと自動的に行われます。）

■モニター期間

令和5年3月31日まで
(延長できます)

■注意事項

- ・迷惑電話防止装置を設置するまでに、電話会社（NTT等）が提供する電話番号表示サービスに加入する必要があります（有料）

(例) 初期費用2,200円(税込) + 月額利用料440円(税込) × 使用月分

- ・機器に関わる電気代はご利用者の負担です。
- ・この機器を設置することにより、すべての悪

質な電話を防げるわけではありません。知らない番号からの着信には、慎重に対応をお願いいたします。

- ・機器の導入に一定のお時間がかかりますのでご了承ください。

■モニター謝礼

6,000円相当の商品券

■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511内線117
☆4-241103

税のお知らせ

令和5年1月より軽自動車税の新制度が導入されます

●軽自動車税納付確認システム（軽JNKs）の開始

軽JNKsとは、地方自治体と軽自動車検査協会が電子的に連携することとで、市町村の賦課徴収している軽自動車税（種別割）の納付情報を確認できるシステムです。こ

れにより軽自動車の継続検査申請手続きにおいて、納税証明書の提示を原則（※）省略することができます。

- ※電子的に確認できない場合は、従来どおり納税証明書の書面提示が必要となる場合があります。

(例)

- ・納付したばかりのため、軽JNKsに納付情報が登録されていない場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他の市町村へ引越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

(注) 二輪の小型自動車(250cc超)については、紙の納税証明書が必要です。

●軽OSS（新車購入時における軽自動車保有関係手続）の開始

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）に「新車購入時における軽自動車保有関係手続」が電子申告手続きの対象として追加されます。

対象の手続きは次のとおりです。

- ・新規検査の電子申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付
 - ・軽自動車種別割の電子申告
 - ・軽自動車環境性能割の電子申告・電子納付
- (注)
- ・申請にはパソコン、電子証明書（マイナンバーカード等）、ICカードリーダー等が必要です。
 - ・スマートフォン、タブレットからの申請はできません。
 - ・二輪・原付・小型特殊は軽OSSの対象ではありません。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511内線115
☆4-251103

●詳細は地方税共同機構、軽自動車検査協会のHPをご確認ください。